

障害福祉サービスなどが変更されます

申請・問い合わせ先 障害福祉課 ☎27-9981番、FAX26-1767番

特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当制度

「特別児童扶養手当」は、対象者に4か月に1回手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、対象者に3か月に1回手当を支給し、負担

	3月分まで(月額)	4月分から(月額)
特別児童扶養手当	1級(重度障害)51,100円	1級(重度障害)51,500円
	2級(中度障害)34,030円	2級(中度障害)34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
福祉手当(経過措置)	14,480円	14,600円

の軽減を図ることを目的としています。支給額が改定されます(上表のとおり)。

特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害(身体障害者手帳1級〜3級療育手帳A1〜B1に該当する程度)のある児童の父母または養育者(施設入所すると対象外になります)

特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする人(施設入所したり、3か月以上入院したりすると対象外になります。介護サービスの利用や手帳の有無は関係ありません)

障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする人(療育手帳のA1を持っている人は、療育手帳のコピーで申請できます。施設入所すると対象外になります。入院や手帳の有無は関係ありません)

※障害者手帳の等級変更など、障害の状況に変化があった

場合は、支給対象に該当するか確認をしてください。

所得制限

特別児童扶養手当 障害児の父母(養育者)や、生計を同一にしている扶養義務者のそれぞれの所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

特別障害者手当、障害児福祉手当

本人、配偶者、同じ世帯での最大の収入者(扶養義務者)の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

申請方法

所定の診断書または手帳と請求書類を障害福祉課(平田町)に提出してください。必要な書類は障害福祉課にあり。審査の結果、支給できないこともあります。できるだけ事前に相談してください。

身体障害者手帳(肝臓機能障害)の認定基準が変更されます

4月1日以降に医師に診断

書を作成してもらった人から変更後の認定基準が適用されます。身体障害者手帳(肝臓機能障害)の取得を検討している人、すでに所持している人で等級変更を検討している人は、指定医師に相談してください。

障害のある人に給付する日常生活用具の追加・基準額の改定を行います

紙おむつ(Ⅱ)を給付項目として追加
対象者 従来の紙おむつ(Ⅰ)の給付対象者以外で次の①②のいずれかにあてはまり紙おむつが必要と認められ在宅で生活する3歳以上の人(介護保険制度で利用助成が受けられる人は除く)
※紙おむつ(Ⅰ)と(Ⅱ)で基準額は異なります。
①身体障害者手帳(肢体不自由)2級以上
②療育手帳A1またはA2(紙おむつ(Ⅰ)給付対象者は、脳性麻痺など乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変による運動機能障害があり、かつ、意思表示が困難な人)

障害者差別的解消に向けた取り組み

- ① 障害者差別的相談や関係機関へのコーディネートを行います。
- ② 障害者差別解消支援地域協議会の設置と運営を行います。
- ③ 市役所内で行う会議や催し物に手話通訳を派遣するなどの取り組みを行い、障害のある人にも情報が伝わるようにします。

重度障害のある人などの地域生活の支援を充実

重症心身障害者の通園施設運営費補助の増額や放課後等デイサービス、児童発達支援の事業所への看護師配置に対する報酬の加算を行います。

心身障害者の社会参加のためにタクシー運賃・自動車燃料費を助成

障害福祉課

重度の障害がある人の積極的な社会参加を促進するためにタクシー運賃または自動車燃料費の助成券を交付します。交付を受けるためには申請が必要。必要です。

タクシー運賃の助成額

24枚) 年額1万2千円(5000円×24枚)
① 前期分(4月〜9月分) 3千円(3000円×10枚)
② 後期分(10月〜3月分) 3千円(3000円×10枚)

自動車燃料費の助成額

対象 次の①〜③のいずれかに該当し、障害者支援施設や老人福祉施設、介護保険施設などに入所していない人で、市民税所得割額(平成27年度課税)が16万円未満の人

- ① 身体障害者手帳1級または2級の所持者で、次のいずれかの障害のある人
- ▼ 肢体不自由障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害
- ▼ 視覚障害
- ▼ 内部障害(免疫機能障害を含む)

次の用具の基準額を改定
① 視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用) ② 人工内耳(外部装置) ③ 特殊寝台 ④ 電気式たん吸引器 ⑤ 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) ⑥ ストーマ器具 など

意見公募手続制度 結果のお知らせ

彦根市既存建築物耐震改修促進計画 (改定素案)	
案の修正を行うもの	0件
案の修正を行わないもの	0件
その他	0件

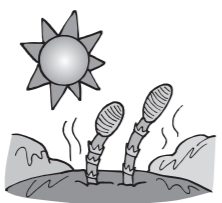
問い合わせ先 建築指導課 ☎30-6125、FAX24-8517

彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	
案の修正を行うもの	0件
案の修正を行わないもの	0件
その他	7件

問い合わせ先 秘書政策課 地方創生推進室 ☎30-6101、FAX22-1398



多言語での相談体制を変更します



困人権政策課

中国語通訳を設置 高まる中国語通訳のニーズなどに対応するため、中国語通訳を毎週火・金曜日(設置)します。

多言語相談専用電話の廃止

毎週水・木・金曜日に行っていた多言語相談専用電話を廃止します。

ただし、これまでどおり、英語・ポルトガル語通訳は設置していますので、市役所の手続きでの通訳や生活相談などが必要な場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先 困人権政策課

☎30-6113番、FAX24-8577番

利用しやすいになりました 社会福祉協議会の貸衣装

彦根市社会福祉協議会

彦根市社会福祉協議会では、冠婚葬祭用衣装などの貸出しを行っています。常時、多数の貸衣装を取りそろえています。

3月1日から毎月第2土曜日 も営業しています

営業時間

①月・金曜日 午前8時30分〜午後5時15分(祝日、年末年始(12月28日〜1月3日)は除く) ②毎月第2土曜日 午後1時〜同5時(土曜日の受付は午後4時30分までです。貸出衣装の受け取り、返却は午後5時までです)

策定しました 公共施設等総合管理計画

困公有財産管理課

この計画は、安全・安心な公共施設マネジメントを確立するための骨子となるものです。今後も安全・安心な状態で施設を利用できるように、計画的な更新、統廃合、長寿命化により一層努めます。

問い合わせ先 困公有財産管理課

☎30-6114番、FAX30-6147番